

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、議案第38号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、議案第39号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、議案第45号 長井市保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は、厚生委員長報告のと

おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 平成27年第2回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。なお、請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第22号 指定管理者の指定について及び議案第23号 指定管理者の指定についての2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

この2議案は、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、議案第22号では長井市多目的研修センターの管理を行わせるため、また議案第23号では長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理を行わせるため、それぞれ提案されたものであります。

審査に際し、農林課長からは、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであり、それぞれの指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。指定する団体は、平成24年度から同施設の指定管理者を務め、2期目に入るところであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、指定管理者の職員

ほどのくらいの頻度で多目的研修センターに行っているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、伊佐沢地区公民館から直接鍵を借りることもできるが、清掃管理と鍵の受け渡しは施設の近くにお住まいの方をお願いをしている。その方が鍵のあけ閉めを行い、定期的に清掃や見回りを行っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定管理者の職員が現場に行かないで下請の方が管理しているのは余り好ましい形態ではない。定期的に指定管理者の職員が現場を確認して管理の充実を図ることはできないのかとの質疑がなされ、農林課長からは、利用の申し込みや料金の徴収は公民館運営協議会で行っており、管理人と打ち合わせをしながら定期的に施設の管理を行っているとの理解しているが、なお確認の上、一層連携を図るよう対応していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第22号及び議案第23号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例の設定について申し上げます。

本案は、公益財団法人山形農業支援センターが実施する農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整備事業に要する経費に充当するため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金について、必要な事項を定め、受益者から分担金を徴収するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、円安で飼料がかなり高くなっている。自給飼料を確保するのは大変と思うが、この制度の今までの実績はあるか。また、自前で飼料を確保するよりも、草地の造成面積を拡大し、政策として水田を草地化していくことが大事だと思うがどうかとの質疑がなされ、農林課長からは、この事業は今まではな

かったと思う。草地造成については、転作の中で牧草地にしたり、飼料作物や飼料用米をつくり自給飼料率を高めるため取り組んでいるようである。この事業で実施した場合は畑地という形になり、転作の補助金が交付されないで、この事業を利用するケースは少ないと思う。逆に毎年4割ほど転作しなければならないので、飼料作物や飼料用米をつくり、自給飼料の自給率を高めている状況である。畜産農家と稲作農家が連携しながら、需要に応じた中で飼料作物を拡大しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市定住促進住宅管理条例の設定について申し上げます。

本案は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から取得し、本市で管理する定住促進住宅に関し、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、まち・住まい整備課長からは、長井市住宅管理条例をベースにして公営住宅法に基づかない住宅として位置づけし、市外からの転入、定住を促進することを目的とした住宅とする。今現在46世帯が入居しているが、引き続き入居できるように考慮し、家賃体系、共益費及び駐車場使用料については現行の制度を引き継ぐ内容となっている。転入する子育て世帯の優遇措置を設け、家賃額を低く抑え、住みやすく魅力あふれるまち長井をアピールしていきたいと考えているとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、第5条に公募の例外について定めているが、その他特別な事由とは何を想定しているのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、火災、水害、土砂崩れなどの緊急時に提供する部分である。原発等人的な要因で一時的に提供することも考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、第9条の入居補欠者について、どのように運営しているのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、書類審査時に入居選考基準に基づき入居優先順位を決めて入居していただくが、決定者が決まってから入居するまでの間に辞退した場合や基準を満たしていないことが新たに判明した場合は、入居決定されなかった次点の方を繰り上げているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、第10条に入居の手続を定めているが、市外から転入する方が市内の保証人を見つけられない場合はどうなるのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、第1項において県内に居住している方と定めており、市営住宅より範囲を広げている。また、第3項において例外規定を設けている。原発等で避難している方は証明書等で対応できるように考えていきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、敷金はどのように運用していくのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課補佐からは、現状として、市営住宅の敷金については市の預金口座で管理しているので、定住促進住宅も同じように考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、子育て世帯として入居していた方が10年経過したとき、または15歳以下の同居親族がいなくなったときに一般世帯の入居選考基準を満たしていれば今まで住んでいた部屋に引き続き入居することができるのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、その際、住宅の空き家があり、公募に該当した場合、子育て世帯専用の部屋として特別な設備は設けていないので、可能だと考える。8戸は子育て世帯に住んでもらうことを考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、第27条の住宅管理人について、どのように考えているか。独立行政法

人が管理人を置いていたから管理人を置くという発想は変えたほうが良いと思うがどうかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、条例上は置くことができると定めている。当面は直営で市の職員が管理を行うが、今後、指定管理者制度による管理人の検討を重ねていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市外の転入者や子育て世帯の入居者に市の情報を積極的に提供してほしいと考えるが、市の配布物や子供会の連絡など隣組体制をどう考えているのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、入居されている方の代表者を置いているなど、今まで住んでいる方の独自の取り決めがあるので滞りなく踏襲していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

原案に対する質疑終了後、1名の委員から、駐車場使用料を家賃に組み入れて一本化し、駐車場使用料に係る消費税を非課税扱いとするための修正案が提出されました。委員からは、第13条の家賃設定を駐車場1区画つきとし、第1号として通常月額4万7,700円に、第2号として子育て世帯月額2万8,500円に改め、第30条を複数の駐車場使用の申し込み及び許可とし、第1項を複数の駐車場に改め、第4項を駐車場の使用料は1区画につき月額3,500円に消費税を加えた額に改め、附則第3項を第13条の規定にかかわらずに改め、表中1、2、3の額をそれぞれ駐車場1区画の額を加算した額とし、あわせて駐車場使用料の部分と別表を削除するものであるとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、駐車場を使用する人と使用しない人が同じ家賃になるのは不平等だと考えるので修正案に反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。続いて、修正案が否決されましたので原

案について採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令の改正に伴い、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正により見直しが行われた道路占用料に準拠し、所要の改正をするため提案されたものであります。

審査に際し、建設課長からは、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ及び地価に対する賃料の水準変動等を踏まえて見直すものである。なお、道路法施行令の改正に伴い、本条例のほか、議案第40号、議案第42号及び議案第43号の3議案についても関連して提案しているとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、電柱を地中化する場合はどの区分に該当するのかとの質疑がなされ、建設調整主幹からは、法第32条第1項第2号に掲げる物件で管類になり、外形によりそれぞれの占用料が規定されている。地中埋設の場合は電線を管に格納して地中に埋設する形になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに

準拠し、所要の改正をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に準拠し、国県道の道路占用料との均衡を図るため、本市道路占用料金の改正を行うことから、都市下水道や下水道雨水路等の敷地の占用料についても改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、生涯学習プラザ運動公園を都市公園として開設するに当たり、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、まち・住まい整備課長からは、生涯学習プラザ運動公園が平成26年度に完成し、来年度より供用開始するための改正である。プラザの芝生広場を占用して使う場合は占用料を設定しているが、市民が自由に使えることを第一に考え、一部使用については減免等で対応していくとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、団体は20人以上の設定になっているが、団体の人数についてはもっと柔軟に対応できないかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、市民の方や小・中学生、高校生は減免されているので、使用料として実際に発生するのは限定的と考えている。詳細な団体の区分けは今のところ考えていないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、芝生広場の個人使用料はどういう場合に発生するのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、一般利用者に危険を及ぼすような利用内容のものについては利用範囲を指定し、使用料をいただく必要が

あると考えているとの答弁を受けたところであり
ます。

また、委員からは、芝生広場などで物品を販
売する場合、使用料はどうなるのかとの質疑が
なされ、まち・住まい整備課長からは、都市公
園条例第3条により行為が制限されており、許
可が必要になる。有料規定に基づき使用料をい
ただくことになるとの答弁を受けたところであ
ります。

また、委員からは、芝生管理の面から雨天時
の使用制限等は考えているのかとの質疑がなされ、
まち・住まい整備課長からは、管理上、制限し
なければならない場合が出てくる。運営する生
涯スポーツ課と調整していきたいとの答弁を受
けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 防雪柵の設置に関する請
願書について申し上げます。

本請願は、請願者を代表し、歌丸地区長連合
会長、高橋源三郎氏から提出されたものであり
ます。

本請願の趣旨とするところは、市道歌丸添川
線の沿線で毎年降雪や吹雪の吹きだまり等によ
る交通障害が発生していることから、従来から
懸案となっている地区要望事案として、早期に
防雪柵を設置していただきたいというものであ
ります。

質疑に入り、委員からは、従来からの懸案事
案ということだが、いつごろから地区で要望し
ているのか。また、当時設置できなかった原因
は何かとの質疑がなされ、紹介議員からは、歌
丸地区の防雪柵は平成18年から20年ごろに設置
され、そのころからの要望だと思う。きょうの
現地踏査で設置されていない箇所を確認でき
たと思うが、当時地権者の同意が得られなかつ
たと聞いている。地区から要望が出されていた
が、ようやく地権者の理解が得られたようであ
ると

の答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市内で同様に防雪柵設
置の要望が出ている路線はあるかとの質疑がな
され、建設課長からは、この請願を含め8路線
ある。いずれも緊急性があり、今のところ除雪
で対応しているが、今後防雪柵設置の整備をし
ていかなければならないと考えているとの答弁
を受けたところであります。

また、委員からは、防雪柵は道路沿いに設置
するのか。設置場所について地元住民は理解を
しているのかとの質疑がなされ、紹介議員から
は、現地踏査の際に地元の方も立ち会い、防雪
柵は工事技術的に道路に面した場所に設置する
のが一般的であると建設課から説明を受けてい
るので理解をしていると思うとの答弁を受けた
ところであります。

討論に入り、委員からは、現地踏査をして今
回請願があった2カ所は大変な場所だと認識し、
早急に防雪柵を設置して児童生徒の通学、一般
市民の通勤等、快適に利活用できるようにすべ
きものとする。市道歌丸添川線に沿って防雪
柵を設置することを再確認した上で早急に対応
すべきものとするので、本請願の採択に賛成
するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべ
きものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になり
ました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結
いたします。

それでは、日程第26、議案第22号 指定管理
者の指定についてから日程第28、議案第26号
長井市農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整
備事業分担金徴収条例の設定についてまでの3

件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第26、議案第22号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第27、議案第23号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第28、議案第26号 長井市農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第29、議案第27号 長井市定住促進住宅管理条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、議案第27号に対して反対の意見を申し上げます。

家賃については、消費税が非課税の対象になっておりますので、当然駐車場が含んだ家賃であれば非課税になるものと私も思います。このたびはそこまでの検討はされませんでした、やはり一家に1台の駐車場を付した家賃というのも今後検討しなければならないと思いますので、平成26年度に検討を行いまして、改めてご提案申し上げたいと思います。

これは昨年3月13日に開催されました産業・建設常任委員会での平成25年度議案第45号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査で当時のまち・住まい整備課長が答弁をした内容です。消費税率が5%から8%になることに伴い、市営住宅についている駐車場料金に対する消費税を増額していくための議案に対する答弁ということになります。このまち・住まい整備課長答弁からちょうど1年が経過をしていますが、これまで市営住宅の駐車場に関する消費税非課税とする条例改正は当局からは提案されていません。それどころか、このたびの議案第27号 長井市定住促進住宅管理条例の設定については、公営住宅と同様に家賃と駐車場料金を別々に設定し、当然にして、その駐車場料金には消費税が課税されるという内容になっています。このことはこれまでの消費税に関する一連の議会でのやりとりが全く反映をされないばかりか、結果的には入居者である市民に対して消費税の負担を強いるものと言わざるを得ません。私は、とても残念なことであり、行政はもっともっと真摯に負担軽減策を検討しなければならないし、具体的な非課税措置そのものを積極的に活用していくことこそ住民サービスの向上につながると考えます。その意味で、このたびの提案は全く理解できません。

国税庁のホームページに掲載されている住宅の貸し付けについての駐車場などの施設に係る消費税の取り扱いについては次のように触れています。1つは、1戸当たり1台以上の駐車ス

ペースが確保されており、かつ自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられているなどの場合、2つは、家賃とは別に駐車場使用料金を収受していない場合は消費税は非課税となるとしています。

この長井市定住促進住宅は全部で80戸の戸数があり、それに対して駐車場は146区画整備をされています。住宅1戸に1区画の駐車場を割り振り、その駐車場料金を家賃に含めれば、1台分の駐車場使用料には消費税が非課税となるわけです。なぜこういう制度を生かせるような条例にしないのでしょうか。私は不思議で仕方ありませんし、この間の議会でのやりとりを見ても、当局はしっかり仕事をしているのか疑問にさえ感じます。車を持っていない住民がいれば不公平になってしまうという意見が議員からもありましたし、まち・住まい整備課長の答弁でもありました。私はこれは全くおかしいことと言わなければならないと思います。

このたび提案されている定住促進住宅は、公営住宅法で規定している内容とは異なるものという説明を受けています。いわば住宅困窮者や生活が大変な住民に対する住宅提供政策ではなく、市外からの転入及び定住の促進を図るために市が管理する賃貸住宅という位置づけをしており、それにあわせて市外からの転入者で15歳以下の同居親族を持つ世帯は、子育て世代として、ただでさえ格安な家賃をさらに安い使用料で提供するというものであります。入居の資格として収入の12分の1の額が家賃及び共益費の合計額の3倍以上あることを求めていること、住民税等に滞納がない者2名の保証人を求めていること、そして入居者または同居者が病気になったときや災害により著しい損害を受けたとき、そして市長が特に認めたときには家賃の軽減や免除あるいは徴収の猶予をすることなど、市民の生活状態を見ながら柔軟に対応できるように規定しているという状況を見た

ときに、車を持っていない人がいれば不公平になるという指摘は当たりません。考えてみてください。80世帯の中で車を持っていない世帯がどれくらいありますか。仮に20軒あったとしましょう。じゃあ残りの60世帯はその恩恵に20世帯のおかげで恩恵に浴しないということになってしまうのです、このままでは。これでは私は不備だというふうに言わざるを得ないわけです。

実際に長井市で生活する上では自動車は必要不可欠になっていること、実際に圧倒的に多くの方が自動車を保持していることを考えれば、1区画分の駐車場をつけた住宅使用料とすることで消費税を非課税とすること、この価値は大きいと私は思います。通常の市営住宅などとごっちゃにして考えるはいけません。もっと冷静にこの条例の趣旨を捉えるならば、1区画の駐車場つきの住宅使用料にしても問題はないと私は考えますし、そのほうがずっと現状にマッチした対応と考えます。特異なケースをとって理屈をつけるのではなくて、一般的な市民生活の現状に即した住民サービスをどう提供していくかということが求められているのであって、行政はもっともっと真摯に考えなければならないと思います。少なくともこの条例設定は現状には合っていないし、市民が求めているものとは違うと指摘をしなければなりません。

一般会計では、消費税を市民に課税し徴収をしても、この消費税を国に納める必要はありません。駐車場使用料に消費税を課税しても、それは国の収入にはならないのです。このことを考えたとき、地方自治体はどう判断するのが問われることになると思います。誰のための市役所ですか。誰のための何のための行政なのでしょう。根本が問われているのではないかと私は思います。

以上、反対の意見といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第27号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第30、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第35、請願第1号 防雪柵の設置に関する請願書までの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第30、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第31、議案第41号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第32、議案第42号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第33、議案第43号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第34、議案第44号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第35、請願第1号 防雪柵の設置に関する請願書の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。